

本道畑作・野菜政策の確立等に関する提言

本道畑作農業は、専門的な農家が主体となり、重要品目である麦・大豆・てん菜・馬鈴しょを中心とした輪作体系のもと、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のもとで、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

こうしたなかで、去年は相次いで本道を襲った台風・大雨等により、農業関連に甚大な被害を受け、畑作物や野菜生産に大きな影響を及ぼす状況となりました。また、畑作経営への振興と良品質な生産・コスト低減に重要な役割を果たしていた畑地の産地交付金は、強い要望があったにも関わらず廃止され、生産現場は憤りと不満が高まっています。

一方で、TPPやRCEPなど国際貿易交渉においては、早期の協定発効や合意に向けた動きを強めています。このことは本道の基幹作物である畑作物への影響が懸念され、畑作経営の適正な輪作体系や安定的な食料供給を損なうことが予想されます。

このため、食料基地北海道として、将来に渡り土地利用型畑作農業の持続的な発展が図られる本道畑作政策の拡充・強化が求められています。また、消費者への安全・安心な国産野菜の安定供給と野菜農家の経営安定を図る観点から、野菜政策の拡充・強化が求められています。

については、持続可能な本道畑作・野菜政策の確立に向けて、生産現場の意見を十分に踏まえ、万全な政策を講ずるよう下記のとおり提言致します。

記

I. TPP 反対、各国との EPA/FTA 交渉の畑作物の国境措置の確保

1) TPPについては、交渉の主導的な役割を果たしてきた米国が脱退したことや、米国を除く11ヵ国による合意内容でも国内農業に大きな影響を与えることから協定発効は断固して阻止すること。

また、米国から日米経済対話などを通して、TPP合意以上の要求を突きつけられる恐れが極めて強いことから、二国間協議による農畜産物の市場開放は断固として受け入れないこと。

2) RCEPなど各国とのEPA/FTA交渉に当たっては、麦、砂糖、でん粉など重要品目の関税撤廃の対象から除外するなど毅然とした姿勢で対応し、畑作物・野菜の適切な国境措置を堅持など本道畑作・野菜農業に悪影響を及ぼさないこと。

Ⅱ. 持続的な畑作農業政策の確立に向けた施策の拡充・強化

1. 経営所得安定対策の拡充など畑作政策の強化

- 1) 生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むため、畑作物の再生産と生産者の所得が確保されるよう経営所得安定対策の十分な予算を確保すること。
特に、算定に用いる生産費の評価替え（適正な労働評価、生産資材の引き上げ等）による交付金単価の設定など制度の充実・強化すること。
- 2) 農業経営収入保険事業については、異常年における基準収入の算出や補填金の1割削減等を見直しなど必要に応じて制度の仕組みの改善を図ること。
- 3) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策については、両制度を選択せざるを得ない農業者が将来にわたって経営安定に資するよう必要な予算を確保し、掛け金、補償内容など現行制度を堅持すること。

2. 畑作政策支援総合対策の確立について

近年、畑作農業は、規模拡大や高齢化等で労働力不足などによる輪作の崩れから、病害虫の多発に加え、集中豪雨での湿害などで不安定な生産状況下にある。このため、将来にわたり畑作農業の持続的な発展に向けて、合理的な輪作体系の維持を図る総合対策を確立し、予算を確保すること。

1) 持続可能な畑作農業確立事業（仮称）の創設

てん菜、馬鈴しょ、麦類、大豆など土地利用型作物を基本とした合理的な輪作体系の維持を図るため、持続可能な畑作農業の確立に向けた支援事業を創設すること。

2) 大規模畑作農業の労働力の確保によるコスト低減対策

畑作農業の規模拡大や高齢化、春期の播種作業の集中などで労働力不足が問題となっており、畑作物の安定的な作付・生産を図るための作業の共同化・外部化や高性能農業機械の導入・更新など、労働力の確保によるコスト低減対策を講ずること。

3) 大型機械による土壌の踏圧、集中豪雨に対応した湿害対策

大規模畑作農業においては、大型機械の踏圧で土壌の堅密化に加え、近年頻発する突発的な集中豪雨や長雨にも対応できるよう、暗渠・明渠などの排水機能の強化に向けた支援や新たな技術導入などによる湿害対策を支援すること。

3. 畑作物の生産振興策の充実・需要確保対策の強化

<てん菜・馬鈴しょ対策>

- 1) 基本計画の生産目標で示す作付面積及び指標面積にそって生産された原料てん菜については、政策支援数量を超えた場合でも直接支払交付金を満額支払うとともに、円滑な砂糖流通が図られる体制を構築すること。
- 2) ジャガイモシロシストセンチュウ対策については、期間を区切らずに根絶が図られるまで恒久的に措置するとともに、洗浄施設の整備をはじめ、検疫検査体制の強化や研究試験の人員確保による抵抗性品種の早期開発・導入など国の責務のもとで万全を期すこと。
- 3) 米国産ポテトチップ用馬鈴しょの輸入について、1月からの前倒し実施は平成29年限りとし、2～7月の輸入期間を堅持すること。
併せて、馬鈴しょの自給率の向上や需要に対応した生産に向けて、国産馬鈴しょの安定生産・安定供給を図る万全な支援策を講ずること。

<麦・豆対策>

- 1) 国産麦の安定供給を図るため、国家貿易品目と内麦優先の原則を堅持するとともに、国産麦の需要拡大・定着に向けて、パン・中華めん用への生産振興策を継続・強化すること。
また、コムギなまぐさ黒穂病対策については、早期の原因究明と発生抑制を図る対策を講ずること。
- 2) 基本計画の目標に沿って生産された大豆が確実に流通されるよう、輸入品からの置き換えや国産大豆の利用促進を図る需要拡大対策を講ずること。

Ⅲ. 野菜政策の強化を図る支援策の拡充・強化

1. 生産費を償う保証基準額の設定など野菜価格安定制度の拡充・強化

将来にわたり主要野菜の再生産の確保と価格安定を図るため、生産コストに見合う保証基準額の設定など野菜価格安定制度を拡充・強化するとともに、国と生産者の拠出による制度改善を図ること。

また、野菜価格安定制度については、農業経営収入保険事業の実施に伴い選択制となることから、既存の産地形成に影響が出ないように配慮すること。

2. 本道野菜の安全・安定供給等に係る支援策の拡充

消費地への本道野菜の安定供給を図るため、トラック輸送やJR貨物などによる円滑な流通に向けて、国の支援による輸送体制を強化すること。

特に、現行の青果物流通システム高度化事業について、遠隔地輸送に対する国の運賃助成などの支援策もメニューに加えるなど本格的な事業として実施すること。

3. 公正な農産物取引を図る環境整備

大手小売業のバイイングパワーなどで農業者の手取り減少や生産コスト割れが発生しないよう、「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」に野菜など農産物の追加、農業者への対象拡大など適正な農産物取引の実施のための環境を整備すること。

4. 生鮮食料品等の取引の適正化などを図る卸売市場法の堅持

卸売市場法の廃止を含む抜本的な見直しに対して産地では不安と動揺が広がっていることから、法の目的である「生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する」ことを引き続き遵守するなど現行法を堅持すること。

2017（平成29）年 7月 日

北海道農民連盟

委員長 西原正行